

## ○豊前市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び第2期豊前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う豊前市移住支援事業において、東京圏、大阪圏又は名古屋圏から市に移住した者に対し、予算の範囲内において豊前市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に当たっては、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱（以下「福岡県実施要綱」という。）、豊前市補助金交付金規則（昭和43年規則第10号）その他法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 転入により市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を市に移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 大阪圏 大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県をいう。
- (4) 名古屋圏 愛知県、岐阜県及び三重県をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

### (移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の世帯 60万円
  - (2) 2人以上の世帯 100万円
- 2 前項第2号に該当する世帯が、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員とともに令和5年3月25日以降に転入した場合は、18歳未満のもの1人につき100万円を加算する。

### (移住支援金の対象者)

第4条 前条第1号の移住支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のうち第1号に該当し、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 移住に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる要件に該当すること。
  - ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
    - (ア) 市に住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前）の10年間のうち、通算5年以上、かつ

直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと。(ただし、次号又は第3号に該当する者の申請については、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に在住していたこと。)

(イ) 市に住民票を移す直前(農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前)に、連続して1年以上、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 令和5年4月1日以降に市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、市に転入後3月以上1年以内であること。ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。

(ウ) 市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有する者でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件として、一般の場合、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材の場合、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職すること

が前提でないこと。

- (4) 人材確保困難職種への就業の場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 別表の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
  - イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。
  - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 人材育成事業の活用による就業の場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 別表に掲げる人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。
  - イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3か月以上在職していること。
  - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2 前条第2号の移住支援金の交付を受けることができる者は、前項に掲げる要件に該当し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に市に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3年以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、豊前市移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号又は様式第2-2号)及び本人確認書類に加え、前条第1項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2号の移住支援金の申請者は、前項に規定する書類に加え、前条第2項

の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに豊前市移住支援金交付決定通知書(様式第3号。(以下「交付決定通知書」という。))により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、豊前市移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに豊前市移住支援金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 市は、豊前市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、豊前市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師	e ナースセンター (必ず福岡県を登録すること)
保育士	福岡県保育士就業マッチングセンター「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表2

実施主体	人材確保支援策の名称
豊前市	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)

別表3

人材育成事業の名称
D X人材育成・確保促進事業、女性 I T育成事業、人材不足分野雇用促進事業 ※人材不足分野雇用促進事業におけるマッチング支援活用後の就業先は、医療福祉、農林漁業に限る。